

総行選第134号
平成28年12月2日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
殿

総 務 大 臣

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法
の一部を改正する法律の施行について（通知）

第192回国会において成立をみた公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成28年法律第94号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の改正は、選挙人等の投票しやすい環境を整えるため、同一都道府県の区域内で住所を移した者に係る都道府県の議会の議員及び長の選挙権の取扱いの見直し、国外に転出する選挙人名簿に登録されている者等に係る在外選挙人名簿への登録の移転制度の創設、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の伸長等を行うほか、選挙人名簿に関する事務の合理化等を行うことを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新公選法」という。）及び最高裁判所裁判官国民審査法（以下「新国民審査法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令、最高裁判所裁判官国民審査法施行令等についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 公職選挙法の一部改正

1 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善

- (1) 日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、第9条第2項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされたこと（新公選法第9条第3項関係）。
- (2) (1)により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合には、選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならないものとされたこと（新公選法第44条第3項関係）。
- (3) 市町村の選挙管理委員会は、新公選法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の同法第44条の規定による投票を行わせることに関する事務の処理について、地方公共団体情報システム機構に対し、機構保存本人確認情報の提供を求めることができるものとされたこと（改正法による改正後の住民基本台帳法別表第2関係）。

2 選挙人名簿の登録制度等の見直し

- (1) 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方公共団体の休日に当たる場合（登録月の1日が選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にある場合を除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。）に選挙人名簿に登録しなければならないものとされたこと（新公選法第22条第1項関係）。
- (2) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧制度が廃止されたこと（新公選法第23条及び第30条の7関係）。

(3) 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができるものとされたこと（新公選法第24条第1項関係）。

(ア) 新公選法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録（登録月の1日が選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にある場合を除く。） 当該登録が行われた日の翌日から5日間

(イ) 新公選法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録（登録月の1日が選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にある場合に限る。）及び同条第3項の規定による選挙人名簿の登録 当該登録が行われた日の翌日

(4) 選挙人は、在外選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、当該登録に関する処分の直後に到来する次に掲げる期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができるものとされたこと（新公選法第30条の8第1項関係）。

(ア) 新公選法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から5日間

(イ) 衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る新公選法第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日

3 在外選挙人名簿の登録制度の見直し

(1) 在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満18年以上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、当該市町村の選挙管理委員会に（2）の申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行うものとされたこと（新公選法第30条の4第2項関係）。

(2) 年齢満18年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第24条の規定による届出（以下「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、転出の予定年月日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在

外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができるものとされたこと（新公選法第30条の5第4項関係）。

(3) 市町村の選挙管理委員会は、(2)の申請があった場合には、政令で定めるところにより、外務大臣に対し、当該申請をした者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。）の国外における住所に関する意見を求めなければならないものとされ、外務大臣は、市町村の選挙管理委員会から当該申請をした者の国外における住所に関する意見を求められたときは、政令で定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、当該申請をした者の国外における住所に関する意見を述べなければならないものとされたこと（新公選法第30条の5第5項及び第6項関係）。

(4) 市町村の選挙管理委員会は、(2)の申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならないものとされ、当該在外選挙人名簿への登録の移転をしたときは、在外選挙人名簿に関する事務について(2)の申請をした者の住所を管轄する領事官を経由して、当該申請をした者に、在外選挙人証を交付しなければならないものとされたこと（新公選法第30条の6第2項及び第5項関係）。

4 その他の事項

期日前投票を行うことができる事由に、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であることが加えられたこと（新公選法第48条の2第1項関係）。

第2 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正

1 審査予定裁判官の通知

(1) 中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされたこと。この場合において、審査予定裁判官が2人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならないものとされたこと（新国民審査法第4条の2第1項関係）。

(2) (1)又は(2)の通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされたこと。この場合において、審査予

定裁判官が2人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならないものとされたこと（新国民審査法第4条の2第2項関係）。

- (3) (1)又は(2)の通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかがその官を失い、又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされたこと（新国民審査法第4条の2第3項関係）。

2 審査に付される裁判官の告示

- (1) 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならないものとされたこと（新国民審査法第5条第1項関係）。
- (2) 審査に付される裁判官が2人以上ある場合には、裁判官の氏名の告示順序は、1(1)又は1(2)の通知の順序によるものとされたこと（新国民審査法第5条第2項及び第4項関係）。
- (3) 1(1)又は1(2)の通知によりその氏名を通知された裁判官のいずれかが、当該通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日の翌日から審査の期日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかった場合において、なお審査に付される裁判官が2人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、1(1)又は1(2)の通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかった者を除いた順序によるものとされたこと（新国民審査法第5条第3項及び第5項関係）。

3 投票用紙の調製等

- (1) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として1(1)又は1(2)の通知によりその氏名を通知された裁判官の氏名を当該通知の順序により、印刷するものとされたこと（新国民審査法第14条関係）。
- (2) (1)により調製された投票用紙は、1(1)又は1(2)の通知によりその氏名を通知された裁判官が審査に付される裁判官とならなかった場合においても、そのまま用いるものとされたこと（新国民審査法第14条の2第1項及び第2項関係）。
- (3) (2)の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、(1)により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなった者がある旨の掲示を

しなければならないものとされたこと（新国民審査法第14条の2第3項関係）。

4 審査の期日前投票の時及び場所

審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に行うものとされたこと。ただし、審査の告示の日が1（1）又は1（2）の通知をした日から4日以内である場合には、審査の期日前7日から審査の期日の前日までの間に行うものとされたこと（新国民審査法第16条の2第1項関係）。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、第2については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、第1の3については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 第1の1及び4による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。
- 3 第2による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、第2の施行の日以後その期日を告示される審査について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第10項関係）。
- 4 その他所要の規定の整備を行うものとされたこと。